

鳥羽市創業・再挑戦アシスト資金保証料補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において創業を行おうとするものが融資を受ける場合に、市が当該融資に係る保証料を補給することで創業時に必要な資金の円滑化を図り、新たな事業の創出を促進するため、鳥羽市創業・再挑戦アシスト資金保証料補給補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鳥羽市補助金等交付規則（昭和49年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、平成27年4月1日以降に三重県が定める創業・再挑戦アシスト資金融資要綱（以下「県要綱」という。）に基づき、「創業扱い」、「再挑戦扱い」または「商工会・商工会議所斡旋扱い」として三重県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を付した融資（以下「融資」という。）を受けた市内在住者で、かつ、市内に主たる事業所を有し、又は事業所を設置しようとする者とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者を対象者としなないことができる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、資金の融資を受けた者が保証協会に支払った保証料の額に相当する額を上限とし、償還した元金の割合に応じて予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 対象者は、毎年1月末日までに創業・再挑戦アシスト資金保証料補給補助金交付申請書（様式第1号）に前年中に償還した融資額の償還状況に関する取扱金融機関の証明を得て、次に掲げる書類を添付の上、市長に申請しなければならない。

(1) 鳥羽市創業・再挑戦アシスト資金保証料補給補助資金融資償還状況証明書（様式第2号）

- (2) 融資申込書又は金銭消費貸借契約書の写し
- (3) 保証協会の保証料徴収を証明する書類の写し
- (4) 市税完納証明書

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、補助金の交付申請があったときは、交付の可否を決定し、その結果を創業・再挑戦アシスト資金保証料補給補助金交付決定通知書（様式第3号）又は創業・再挑戦アシスト資金保証料補給補助金却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(融資にかかる繰上償還)

第6条 補助の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が融資の返済過程において債務残高の全額を繰上償還した場合は、貸付条件どおりに行われた返済にかかる保証料相当額のみを補助の対象とする。

(補助金の請求)

第7条 市長は、第5条の規定により補助金の交付を決定した後、補助事業者から提出された補助金等交付請求書（様式第5号）により補助金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年3月31日から施行する。